

I Tに関する専門的知見を有する者（I T技術者）による
支援業務に係る一般競争入札
（総合評価落札方式）

入札説明資料

令和4年6月

独立行政法人農林漁業信用基金

資料目録

I 入札説明書

II 独立行政法人農林漁業信用基金入札心得

III 仕様書

別添1 閲覧要領

別添2 誓約書

IV 評価要領

別添1 総合評価基準

V 適合証明書作成要領

VI 契約書（案）

様式1 競争参加資格確認申請書

2 適合証明書

3 委任状

4 入札書

5 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査

I 入札説明書

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の入札公告（令和4年6月29日付け公告）に係る入札については、次に定めるところによる。

1 入札に付する事項

- (1) 入札件名：ITに関する専門的知見を有する者（IT技術者）による支援業務
- (2) 仕様等：「Ⅲ 仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間：「Ⅲ 仕様書」のとおり。
- (4) 履行場所：東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
独立行政法人農林漁業信用基金事務室及びデータセンター
その他、必要に応じて外部の場所とする。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項中、特別な理由がある場合に該当する（当信用基金ホームページの「契約関連情報」を参照のこと。）。
- (2) 公告日において令和04・05・06年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という。）であること。
- (3) 「様式2 適合証明書」を提出し、条件を満たすと確認された者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 税の滞納がないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 入札説明書に示す、全ての事項を満たすことができる者であること。

3 入札者の義務

- (1) 入札者は、入札説明資料、入札心得等を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は、入札説明資料及び仕様書に基づいて提出書類を作成し、提出期限内に提出しなければならない。また、信用基金から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがある。

4 入札参加資格審査手続

(1) 申請書類等の提出方法等

- ① 本件入札の参加希望者は、競争参加資格確認申請書その他必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について信用基金の審査を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、当該契約業務の入札に参加することができない。

② 提出期限

令和4年7月11日（月）12時00分

なお、当該申請者が1者である場合には、その後の入札手続を中止し、再公告するものとする。

③ 申請書等

※ 以下の（ア）及び（エ）の様式については、下記の信用基金のホームページからダウンロードできます。<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>

（ア）競争参加資格確認申請書（様式1）

（イ）全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し

（ウ）適合証明書（様式2）及びその内容を確認できる書類

「V 適合証明書作成要領」に従って作成すること。

（エ）委任状（代理人を選出する場合。様式3）

（オ）第一種定型郵便物の大きさの封筒（競争参加資格審査結果通知の送付先を明記し、返信用切手（84円）を貼付のこと。）

④ 提出部数

1部とする（③（ウ）適合証明書については、紙媒体及び電磁的記録媒体により、それぞれ正副各一部とする。）

⑤ 提出方法

持参又は郵送（信書便を含む。以下同じ。）により提出すること。郵送による場合は、上記期限までに到着していること。電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。

⑥ 受付時間

受付時間は、土日祝日を除く平日10時から16時まで（12時から13時までを除く。）とする。

⑦ 提出先

15の担当部署。

⑧ 提出された申請書等の取扱いについて

（ア）作成費用は、参加希望者の負担とする。

（イ）申請書等は、返却しない。

(2) 面接の実施

- ① 信用基金は、申請書等の受領後、適合証明書に記載されているIT技術者本人に対し、下記実施期間内において30分程度の面接を実施し、仕様書5.（2）⑤に定めるIT技術者に求める要件を満たしているかどうかを判定する。

なお、下記実施期間中に面接を受けない者は、当該契約業務の入札に参加するこ

とができない。

② 実施期間

令和4年7月11日(月)13時00分～16時00分 及び

令和4年7月12日(火)10時00分～16時00分

※ 上記実施期間のほか、希望する者については、令和4年6月30日(木)～令和4年7月8日(金)の期間内においても面接を実施する。

③ 参加方法

参加希望者は、実施期間内で面接を希望する日時を15の担当部署に電話により事前連絡し、調整すること。

令和4年6月30日(木)～令和4年7月8日(金)の期間内において面接の実施を希望する者については、申請書等を面接実施日の前日までに持参又は郵送により提出すること。郵送による場合は、面接実施時までには到着していること。電送(ファックス、電子メール等)によるものは認めない。

なお、面接の参加者が1者である場合には、その後の入札手続きを中止し、再公告するものとする。

(3) 競争参加資格審査結果の通知

① 通知する事項

申請書等の提出及び面接を実施した者のうち、資格があると認められた者に対しては参加資格がある旨を、資格がないと認められた者に対しては参加資格がない旨及びその理由を「競争参加資格認定通知書」により通知する。

② 参加資格がない旨の通知を受けた者への説明

申請書等の提出及び面接を実施した者のうち、参加資格がない旨の通知を受けた者で、その理由に対して不服のある者は、説明を求めることができる。

③ 結果通知日

競争参加資格認定通知書は、令和4年7月13日(水)までに発送する。

5 応札希望者が閲覧できる資料

(1) 入札期間中に応札希望者が閲覧できる資料は、以下のとおり。

「農業保証保険システム設計書」、「農業保証保険システムの再構築に係る開発、サーバ等更改及び運用・保守業務等一式 調達仕様書」

(2) 閲覧方法

「仕様書別添1 閲覧要領」のとおり。

6 入札説明書等に対する質問

(1) 質問の方法

入札説明書等に対する質問がある場合は、質問書(様式の指定なし)により、原則として電子メールにて照会すること。

(2) 電子メールアドレス

Eメール: system_choutatsu@jaffic.go.jp

(3) 質問の受付期限

令和4年7月11日(月)12時00分

- (4) 質問に対する回答は、原則として当信用基金ホームページの「契約関連情報」ページで閲覧に供する。ただし、軽微な質問又は質問者自身の既得情報、個人情報に関する内容に該当する場合は、質問者に対して個別に回答する。
- (5) 書類の内容等の変更（例：契約書の修正）があった場合、当信用基金ホームページの「契約関連情報」ページで公表する。

7 入札の日時及び場所（技術提案書等提出期限）

- (1) 日時
令和4年7月25日（月）12時00分
上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。
なお、上記期日において、入札者が1者である場合には、入札手続きを中止し、再公告するものとする。
- (2) 場所
東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階
独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室IT活用課
- (3) 受付時間
受付時間は、土日祝日を除く平日10時から16時まで（12時から13時までを除く。）とする。
- (4) 提出書類
※ 様式については、下記の信用基金のホームページからダウンロードできます。
<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>
- | | |
|--|---|
| ① 入札書（様式4） | 2部 |
| ※ 最大入札回数は2回であり、第1回目の入札は、技術提案書と同時提出済みの入札書を開封する。2回目の入札は、開札日に持参して頂いた入札書による。 | |
| ② 競争参加資格認定通知書 | 1部 |
| ③ 委任状（代理人を選出する場合。様式3） | 1部 |
| ④ 技術提案書 | ・紙媒体（正1部及び副7部）
・電磁的記録媒体（CD-R又はDVD-R正副各1部）
（「IV 評価要領 - II. 技術提案書作成要領」に定める各提出書類を含む） |
- (5) 提出方法
原則として、入札書を持参して行うこととし、郵送による場合は、上記（1）の入札の日時までには到着していること。電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。
- (6) 提出された書類の取扱い等
ア 作成費用は入札者の負担とする。
イ 技術提案書等は評価結果に関わらず返却しない。
ウ 技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しない。
エ 一旦提出された技術提案書は、差し替え、変更又は取り消しはできない。
- (7) 技術提案書の作成方法
「IV 評価要領 - II. 技術提案書作成要領」に従って作成すること。

8 入札書の作成方法

- (1) 入札金額については、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。なお、落札価格

は、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）とする。

- (2) 入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に商号又は名称、宛先を記載するとともに「ITに関する専門的知見を有する者（IT技術者）による支援業務の一般競争入札に係る入札書 在中」と記載し、封筒に入れ封緘し、技術提案書と併せ封筒に入れ封緘し、その封皮に商号又は名称、宛先を記載し、かつ、「ITに関する専門的知見を有する者（IT技術者）による支援業務の一般競争入札に係る提出書類一式 在中」と記載すること。
- (3) 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができないものとする。
- (4) 入札手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 入札保証金及び契約保証金
全額免除する。

9 入札の無効

入札心得第 10 条の規定に該当する入札は無効とする。

10 開札の日時及び場所

令和 4 年 7 月 28 日（木）10 時 00 分

東京都港区愛宕 2-5-1 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー 28 階

独立行政法人農林漁業信用基金 会議室

11 落札者の決定方法

当信用基金が入札説明書で指定する要求要件のうち、必須とした項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予定価格の制限範囲内であり、かつ、当該入札者の技術等の各評価項目の合計得点に入札価格の得点を加えた総合評価得点が最も高い者で有効な入札を行った者を落札者とする。

12 落札結果の公表

信用基金のホームページに実施結果として次の事項を公表する。

- ① 件名
- ② 入札公告日
- ③ 入札日
- ④ 入札参加者数
- ⑤ 落札者の商号又は名称（法人番号を併記）・住所
- ⑥ 落札金額
- ⑦ 入札者毎の総合評価点

13 契約に関する事項

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしをするものとする。

- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書の作成
 - ア 契約書は落札者が2通作成し、双方各1通を保管する。
 - イ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。
 - ウ 契約担当が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 契約条項は、「VI 契約書(案)」による。

14 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得等を熟読し、内容を遵守すること。
- (2) 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査(様式5)

信用基金では、一般競争入札、企画競争等を実施する契約について、より多くの事業者様に参加していただけるよう、契約に関する見直しを進めております。この一環として、入札説明書、企画提案説明書等をお受取りいただいた事業者様で、入札に参加されなかった事業者又は企画提案書をご提出いただかなかった請負事業者様より、改善すべき点を伺い、今後の契約に役立てて行きたいと考えております。

つきましては、ご多忙とは存じますが、上記趣旨をお酌み取りいただきまして、本アンケート調査へのご協力をお願いいたします。なお、本アンケート調査をご提出いただくことによる不利益等は一切ございません。また、本アンケート調査は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。

様式については、下記の信用基金のホームページからダウンロードできます。

<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>

15 担当部署

〒105-6228

東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階

独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室IT活用課

電話 03-3434-7814

FAX 03-3434-7836

Eメール: system_choutatsu@jaffic.go.jp

(注) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当信用基金において役員経験者が再就職していること又は課長相当職以上経験者が役員、顧問等として再就職していること

イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当信用基金OB)の人数、職名及び当信用基金における最終職名

イ 当信用基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している当信用基金OBに係る情報(人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等)

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

Ⅱ 独立行政法人農林漁業信用基金 入札心得

(趣旨)

第1条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の契約に係る一般競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、信用基金会計規程、信用基金契約事務取扱細則及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、信用基金に説明を求めることができる。

3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、入札書及びその他指定された書類（以下「入札書等」という。）の提出を持参又は郵送（信書便を含む。）により行うこととし、電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。

(入札書等の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(入札)

第6条 入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに信用基金に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

(代理人による入札及び開札の立会い)

第7条 代理人により入札を行い、又は開札に立ち会う場合は、代理人は、委任状を

持参しなければならない。

(代理人の制限)

第8条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者を入札代理人とすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(7) 競争参加資格確認申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者

(8) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者

3 入札者は各省各庁から指名停止等を受けていない者でなければならない。

(入札の取り止め等)

第9条 入札参加者が連合又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者による入札

(2) 委任状を提出していない代理人による入札

(3) 記名を欠き、又は金額を訂正した入札

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(5) 入札の目的に示された要件と異なった入札

(6) 条件が付された入札

(7) 入札書を2通以上投入した者の入札

(8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者の入札

(9) 明らかに連合によると認められる入札

(10) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が信用基金の審査の結果、採用されなかった入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第11条 開札には、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第12条 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(1) 工事の請負契約にあつては、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(2) 測量業務の請負契約にあつては、契約ごとに10分の6から10分の8.2までの範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(3) 土地家屋調査業務、建設コンサルタント業務、建築士事務所業務、計量証明業務、補償コンサルタント業務、不動産鑑定業務及び司法書士業務の請負契約にあつては、契約ごとに10分の6から10分の8までの範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(4) 地質調査業務の請負契約にあつては、契約ごとに3分の2から10分の8.5までの範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(5) その他の請負契約にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額

2 調査基準価格に満たない価格による入札（以下「低入札」という。）をした者は、事後の資料提出及び信用基金が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第13条 一般競争入札にあつては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって入札した者を落札者とする。また、総合評価落札方式による場合にあつては、信用基金が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であつて、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た総合評価得点が最も高かった者を落札者とする。

2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定することがある。

3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正

な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式の場合は総合評価得点の最も高い者）を落札者とすることがある。

（再度入札）

第14条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限範囲の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を提出していなければならない。

（同価又は同総合評価得点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定）

第15条 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。また、総合評価落札方式にあつては、同総合評価得点の入札をした者が二者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、この者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第16条 落札者は、信用基金から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく信用基金に提出しなければならない。

2 落札者が契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（入札書等に使用する言語及び通貨）

第17条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（落札決定の取消し）

第18条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

以上

Ⅲ 仕様書

(ITに関する専門的知見を有する者(IT技術者)による支援業務仕様書)

独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)は、ITに関する専門的知見を有する者(以下「IT技術者」という。)による支援業務の実施について次のとおり定める。

1. 目的

(1) 独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)は、国の施策と連携し、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会が行う農漁業者等に対する債務の保証についての保険並びに林業者等の融資機関からの借入れに係る債務の保証を主たる業務として実施している。

これらの業務を実施するため、業務系システムとして「農業保証保険システム」、「漁業保証保険システム」、「林業業務システム」を、一方、管理系のシステムとして「基幹LANシステム」等を運用している。特に、業務系システムは、被保証者たる農林漁業者等の個人情報を多数保有していることからシステムの的確な管理、運用が求められているほか、管理系システムも一定のセキュリティ対策が求められている。

(2) 現在、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和3年7月7日、サイバーセキュリティ戦略本部決定)(以下「政府統一基準群」という。)に準拠した漁業信用保険業務に係る漁業保証保険システムについて、全体最適化等を目的とした大規模な再構築等に係る開発業務を進めているほか、今後、農業信用保険業務に係る農業保証保険システム等の大規模な再構築等に係る開発業務の調達を予定している。農業保証保険システムについては、同システムの利用者のニーズを踏まえ、事務ミスの防止を図るための新機能を追加する等の必要性も生じている。

(3) また、信用基金においては、システム整備計画に加えIT化全般を盛り込んだ「IT化推進計画(仮称)」の策定・見直しや、デジタル技術を活用した業務の効率化などを行う予定をしている。

(4) このような状況に鑑み、信用基金の情報システム整備を推進する観点から、主に農業保証保険システムの再構築において信用基金が行う開発関係業務(開発業者、システム利用者及びCIO補佐官との調整等)を迅速に行うとともに、「IT化推進計画(仮称)」の策定・見直し等を的確に行うため、IT技術者を調達することを目的とする。

2. 業務内容

委託する業務内容は、主に、農業保証保険システムの再構築に関し、設計・開発・移行工程に係る信用基金が行う業務、及び付随する資料作成等の作業を行う。

その他、「IT化推進計画（仮称）」の策定・見直しを行う際の助言、信用基金の農業保証保険システム以外の情報システムの開発等に関する助言、各事務作業等を行う。

具体的な業務は、以下（1）から（3）を参照のこと。

（1）農業保証保険システムの再構築に係る業務

- ① 農業保証保険システムの利用部署から当該システムに係る要望を聞き取った上で、開発業者、現行保守業者、CIO補佐官及び信用基金との調整を行うこと
- ② 農業保証保険システムの再構築に係る進捗管理、課題管理及びリスク管理を行うこと
- ③ 農業保証保険システムの再構築に係る設計開発等に関する資料の管理を行うこと
- ④ 農業保証保険システム及び他のシステム間のインターフェース調整及び連動テストを行うこと
- ⑤ 各事業者との打合せへの出席、打合せのための連絡調整等を行うこと

（2）「IT化推進計画（仮称）」の策定・見直しに係る業務

信用基金が「IT化推進計画（仮称）」の策定・見直しを行う際に助言を行うこと

（3）その他

- ① 農業保証保険システム以外の情報システム開発に係る助言を行うこと
- ② 農業保証保険システム及び漁業保証保険システムの運用に係る利用部署と保守業者との連絡調整を行うこと
- ③ デジタル技術を活用した業務の効率化の実現について助言を行うこと

3. 契約期間

（1）契約期間は、令和4年8月1日から令和5年7月31日まで（1年間）とする。

（2）本契約期間満了時において契約を継続する場合は、相手方に対し、その旨の通知を本契約期間満了の1ヶ月前までに行うものとし、相手方が契約を継続することについて承諾した場合には、本契約を同一の条件で更に1年間延長するものとする。

4. 業務実施体制

（1）本業務を請け負う業者（以下「請負業者」という。）は、業務を遂行するために必要な業務実施体制を整備することとし、必要に応じて信用基金事務室、データセンター等において業務を行うものとする。

- (2) 請負業者は、I T技術者が業務を確実に行うよう監督及びバックアップ等を行うものとする。
- (3) I T技術者は1名とし、契約期間中の請負業者からの申出による交代は原則として認めない。なお、契約期間中にI T技術者が本業務の関係者と円滑なコミュニケーションがとれないなど、本業務の遂行に重大な支障が生じるおそれがある場合には、信用基金は請負業者にその旨を伝え、請負業者は当該I T技術者を速やかに交代させるものとする。
- (4) 信用基金での実働時間は原則週14時間とし、午前中のみ又は午後のみ勤務等、随時信用基金及び請負業者で協議して決定する。ただし、繁忙期には、実働時間を週14時間以上とする。
業務を行う曜日については、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日のいずれかとし、信用基金の営業日に限る。
- (5) 契約締結後、速やかに以下の書類を提出し、監督職員による承認を得るものとする。
①業務実施体制図：I T技術者の役割等や同者に対する請負業者による監督、バックアップ体制を明記したもの
②I T技術者概要表：I T技術者の職名、氏名、年齢、実務経歴と年数、保有資格等を記述したもの
- (6) 業務に係る作業について、毎月末日までに、翌月作業計画を信用基金へ提出するものとする。

5. 応募資格要件

請負業者及びI T技術者は、以下の資格及び経験を有すること。

(1) 請負業者に求める要件

過去5年間において、以下の①～③の全ての実績を有する者であること。

- ① サイバーセキュリティ対策に関する業務を請け負った実績。
- ② 業務分析に関する業務を請け負った実績。
- ③ 情報システムに関するシステム評価、統合及びアーキテクチャ標準化のうち、いずれかの業務実績。

(2) I T技術者に求める要件

以下の①～⑤の全ての条件を満たす者であること。

- ① 過去5年間に、以下のいずれかの経験を複数有すること。
 - ア ネットワーク基盤構築
 - イ パブリッククラウドによる環境構築及び設計開発
 - ウ 業務・システムに関する調査・分析
 - エ 業務・システムに関する設計・移行・テスト
 - オ システムコンサルティング（管理支援、調達支援）
 - カ セキュリティ監査又はシステム監査業務
- ② 以下ア、イのいずれかの実務の経験を有し、当該実務を完遂した経験があること。
 - ア 50人月以上又は50キロステップ以上のシステム設計・開発での調査・分析・基本設計・総合テスト等の上流工程担当システムエンジニアとしての経験
 - イ サーバ7台以上、ネットワーク機器、WAF・IPS/IDS・サンドボックス等のセキュリティ対策機器を含むハードウェア、ソフトウェアの設定等を担当した経験
- ③ 以下のいずれかの要件を1つ以上満たしていること。
 - ア ITコーディネータ協会が認定する「ITコーディネータ」の資格を有すること
 - イ 「情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）」に基づく情報処理技術者試験（以下「情報処理技術者試験」という。）の「システムアナリスト」の資格を有すること。
 - ウ 情報処理技術者試験の「プロジェクトマネージャ」又は米国プロジェクトマネジメント協会が認定する「PMP」の資格を有すること。
 - エ 情報処理技術者試験の「システム監査技術者」、情報システムコントロール協会が認定する「公認情報システム監査人」又は日本システム監査人協会が認定する「公認システム監査人」の資格を有すること。
 - オ 上記アからエの要件は満たさないものの、同要件を満たす者と同等の経験・実績等があり、十分な能力を持つことが証明できること。
- ④ 過去5年間に、サイバーセキュリティ対策に関する業務を経験しており、当該業務をスケジュールどおりに完遂した実績があること。
- ⑤ 円滑なコミュニケーション力を有し、本業務の関係者と円滑に各業務を遂行できること。

6. 遵守する法令等

(1) 法令等の遵守

- ① 「独立行政法人農林漁業信用基金情報セキュリティ規程」（以下「情報セキュリティ規程」という。）及び「独立行政法人農林漁業信用基金個人情報等取扱規程」（以下「個人情報等取扱規程」という。）等信用基金の情報セキュリティ関係規程の最新版を遵守すること。なお、情報セキュリティ規程及び個人情報等取扱規程は非公表であ

るが、政府統一基準群に準拠しているので、必要に応じ参照すること。情報セキュリティ規程等の開示については、契約締結後、請負業者が担当職員に秘密保持義務の誓約書を提出した際に開示する。

- ② 業務の実施において、現行システムの設計書等を参照する必要がある場合は、信用基金に秘密保持義務の誓約書を提出した上で作業すること。作業場所は、信用基金内とすること。
- ③ 請負業者は、業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。

(2) 標準ガイドライン群の遵守

本業務の遂行に当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に定められている標準ガイドライン群に基づき、作業を行うこと。なお、同標準ガイドライン群が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

(3) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を遵守すること。

7. 情報セキュリティ管理

請負業者は、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、その実施内容及び管理体制についてまとめた情報セキュリティ管理計画書を提出すること。

- (1) 信用基金から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、請負業者又はその従業員、若しくはその他の者による意図せざる不正な変更が情報システムのハードウェアやソフトウェア等に加えられないための管理体制が整備されていること
- (3) 請負業者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- (4) 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。
- (5) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、信用基金へ報告すること。

- (6) 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、速やかに改善策を提出し、信用基金の承認を受けた上で実施すること。
- (7) 信用基金から要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこと。
- (8) 信用基金から受領した要保護情報が不要になった場合は、これを確実に返却、又は抹消し、書面にて報告すること。
- (9) 本業務において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに信用基金に報告すること。

8. 情報システム監査対応

- (1) 本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、信用基金が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、信用基金がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（信用基金が選定した事業者による外部監査を含む。）。
- (2) 請負業者は、信用基金から監査等の求めがあった場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を「情報セキュリティ監査対応計画書」等により提示し、監査を受け入れること。
- (3) 請負業者は自ら実施した外部監査についても信用基金へ報告すること。
- (4) 情報セキュリティ監査の実施については、これらに記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。
- (5) 業務履行後において当該業務に関する情報漏えい等が発生した場合であっても、監査を受け入れること。
- (6) 情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を担当課室と協議し、指示された期間までに是正を図ること。費用の発生する対応については、信用基金との合意があれば、攻撃等のリスクが小さい場合には応急措置・代替措置でも認めることはあるが、認められない場合には発生する費用を請負業者の負担として

対応すること。

9. 成果物の納入

(1) 「2. 業務内容」で実施した作業・助言等の業務に係る報告書

(2) その他、作業・助言等に関して別途信用基金が指示する資料

(3) 上記を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）

なお、納入方法、納入部数、納入期限等については、請負業者は信用基金担当部署と協議して確定すること。

(4) 納入期限

① 本業務の成果物の納入期限は、次のとおりとする。

請負業者は、本業務の進捗について信用基金に、月次及び年次の報告をするものとし、月次は翌月5日（休業日の場合は翌営業日）までに、年次は令和5年7月31日までに報告するものとする。

② 次のア～ウのいずれかに該当する場合には、請負業者は信用基金に対し、上記①に規定する納入期限の変更を求めることができる。

ア 信用基金から請負業者に提供すべき、本業務の遂行に必要な資料、情報、機器等の提供の怠り、遅延、誤りにより、本業務の進捗に支障が生じた場合。

イ 本業務の内容に変更が生じた場合。

ウ 天災その他の不可抗力により、納入期限までに成果物を納入することが困難になった場合。

10. 検査

(1) 本仕様書「9. 成果物の納入」に則って、成果物を提出すること。その際、信用基金の指示により、別途品質保証が確認できる資料を作成し、成果物と併せて提出すること。

(2) 検査の結果、成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、請負業者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、信用基金が指定した日時までに修正が反映された全ての成果物を納入すること。

(3) 本仕様書「9. 成果物の納入」に依る以外にも、必要に応じて成果物の提出を求める場合があるので、作成資料は常に管理し、最新状態に保っておくこと。

(4) 納品物の検査に先立ち、信用基金と協議の上、検査事項及び日程等に関する調整を実

施すること。

1 1. 契約不適合責任

(1) 受注者は、本仕様書「10. 検査」に規定する納品検査に合格した成果物を納品した後において、信用基金が契約不適合を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を請負業者に通知した場合は、次の①、②のいずれかを選択して請求することができ、請負業者はこれに応じなければならない。なお、信用基金は、請負業者に対して②を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて本項の履行を催告することを要しないものとする。

- ① 信用基金の選択に従い、信用基金の指定した期限内に、請負業者の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。
- ② 直ちに代金の減額を行うこと。

(2) 信用基金は、前号の通知をした場合は、上記①、②に加え、請負業者に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

(3) 請負業者が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、上記(1)の通知期間を経過した後においてもなお上記(1)及び(2)を適用するものとする。

1 2. 契約解除

(1) 信用基金は、請負業者が次のいずれかに該当する場合又は信用基金の業務上必要があると認めた場合には、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- ① 請負業者が正当な事由によらないで、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は納品期限若しくは納品期限経過後相当の期間内に当該債務の履行を完了する見込みがないと認められるとき。
- ② 請負業者が正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。
- ③ 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための連合があったと認められるとき。
- ④ 請負業者が前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。

(2) 前項の規定に基づき、契約を解除した場合において、既済部分又は既納部分があるときは、これを検査し、当該検査に合格した部分を引き取ることができるものとする。この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を請負業者に支払うものとする。

- (3) 上記(1)①、③又は④の規定に基づき、信用基金が本契約を解除したときは、請負業者は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として信用基金の指定する期間内に支払わなければならない。

1.3. 入札制限

- (1) 本業務について、透明性、公平性を図るため、本業務の業務期間において、信用基金の情報システム的设计・開発、運用、保守業務、CIO補佐官業務を行う事業者は、本業務の入札はできないものとする。
- (2) 情報システムに係る調達 of 透明性、公平性を確保するため、本業務の受注者及び当該受注者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利害関係を有する事業者は、本件業務の業務期間に限り、信用基金における情報システムに係る調達案件のすべてに入札できないものとする。

1.4. その他

- (1) 本業務を遂行する上で、信用基金役職員又はシステム開発・保守業者等へのヒアリング等が必要な場合は、効率よく実施すること。
- (2) 請負業者は、信用基金に出入りする場合は、信用基金が定める諸規程の手続きに従うこと。
- (3) 請負業者は、本業務の一部であっても再請負又は再委託を行わないこと。
- (4) 資料等の提供、返還及び管理
- ① 請負業者から信用基金に対して本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、信用基金は、協議の上、提供を行う。
 - ② 請負業者は、信用基金から提供された本業務に関する資料等を、善良な管理者の注意をもって管理保管し、かつ本業務遂行以外の用途に使用してはならない。
 - ③ 信用基金は、請負業者が本業務を遂行するのに必要な作業場所(当該作業実施場所における必要な機器、設備等環境を含む。)を、協議の上、請負業者に提供するものとする。
 - ④ 信用基金から提供を受けた資料等が本業務遂行上不要となったときは、請負業者は、遅滞なく、これらを信用基金に返還するか又は信用基金の指示に従い廃棄を行うものとする。

(5) 業務遂行上知り得た情報に関する秘密保持等

- ① 請負業者は、本業務遂行上知り得た情報（書面等をもって信用基金が提供した情報及び信用基金の施設内で本件業務を行う際に見聞し又は認識した情報の一切をいう。以下同じ。）の機密性を保持し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に提供、漏洩してはならない。
- ② 請負業者は、本業務遂行上知り得た情報について、適切な管理のため必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 請負業者は、本業務遂行上知り得た情報について、本業務の目的のため知る必要のある従事者（請負業者における従事者をいう。以下同じ。）に限り開示できるものとし、本業務に基づき請負業者が負担する秘密保持義務と同等の義務を、情報の開示を受けた当該従事者に退職後も含め課すものとする。
- ④ 本業務遂行上知り得た情報に関する秘密保持に係る上記①から③の規定は、本契約終了後も継続して適用するものとする。

(6) 知的財産権の帰属

- ① 本業務に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、請負業者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ権利譲渡不可能と示されたもの以外、信用基金が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて全て信用基金に帰属するものとする。また、信用基金は、納入された当該プログラムの複製物を、著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。
- ② 本業務に係り発生した権利については、請負業者は著作者人格権を行使しないものとする。また、第三者をして行使させないものとする。
- ③ 本業務に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、請負業者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 本業務に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物等」という。）が含まれる場合、請負業者は当該既存著作物等の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。この場合、請負業者は、事前に当該既存著作物の内容について信用基金の承認を得ることとし、信用基金は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- ⑤ 本業務に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら信用基金の責めに帰す場合を除き、請負業者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、信用基金に係る紛争の事実を知った時は、請負業者に

通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負業者に委ねる等の協力措置を講ずる。

- ⑥ 請負業者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

(7) 閲覧できる資料

閲覧できる資料は、以下のとおり。

- ・農業保証保険システム設計書
- ・農業保証保険システムの再構築に係る開発、サーバ等更改及び運用・保守業務等一式 調達仕様書

(8) 閲覧要領

応札希望者が資料の閲覧を希望する場合は、「別添1 閲覧要領」を参照すること。守秘義務に関する別添2「誓約書」を提出した場合に閲覧を許可する。なお、別添2「誓約書」の提出は閲覧当日でよい。

(9) 契約締結後に開示する資料

契約締結後に開示する資料は、以下のとおり。

- ・情報セキュリティ規程
- ・個人情報等取扱規程

別添1 閲覧要領

入札を希望するものは、以下の本件担当部署に会社名、閲覧者全員の氏名及び連絡先を伝え、事前に資料閲覧日時を予約し、仕様書別添2「誓約書」を記入・持参のうえで、社員証又は名刺を担当に提示し、指定時間内で、入札書等提出期限までに同部署にて閲覧すること。

○閲覧できる資料

① 農業保証保険システム設計書

閲覧期間 令和4年6月30日（木）から令和4年7月25日（月）12時00分まで

② 農業保証保険システムの再構築に係る開発、サーバ等更改及び運用・保守業務等一式 調達仕様書

閲覧期間 令和4年7月7日（木）から令和4年7月25日（月）12時00分まで

〒105-6228

東京都港区愛宕 2-5-1

愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階

独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室 IT活用課

TEL : 03-3434-7814

E-Mail : system_choutatsu@jaffic.go.jp

別添2

誓 約 書

私及び弊社は、「ITに関する専門的知見を有する者（IT技術者）による支援業務」の入札に関する資料閲覧において、次の事項を遵守し閲覧用情報を適切に取り扱うとともに、調達目的以外での使用又は第三者に開示若しくは漏洩させないことを誓約します。

記

- 1 閲覧資料の情報は、当該調達のためだけに使用します。
- 2 閲覧資料は、閲覧場所からの持ち出し、コピー、写真撮影等一切行いません。
- 3 閲覧資料の情報を関係者以外に提供しません。
- 4 閲覧資料の情報が関係者以外に漏れることがないように管理及び保持をします。
- 5 調達に関わる者のみで閲覧資料の情報を共有しますが、署名に記した事業場（関連事業場等は含まれません。）以外の者とは共有しません。
- 6 閲覧資料の情報を記した記録物を作成した場合は、調達終了後、速やかに情報が漏れることがないように適切に廃棄します。
- 7 閲覧資料の情報に基づいて発明、考案又は意匠の創作等をなしたときは、遅滞なく貴課に通知するものとし、権利の帰属、取扱い等について別途協議の上、決定するものとします。
- 8 上記事項は、機密情報が公知されない限り有効に存続するものとし、これらに違反して、目的以外に使用又は第三者に開示、若しくは漏洩させた場合は、私及び弊社が共同して法的な責任を負担するものであることを確認し、これにより貴基金が被った一切の損害を賠償します。

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

令和 年 月 日

（所属事業場等名称）

（使用者の所属部署）

（事業場等の所在地）

（連絡先電話番号）

（氏 名）

※ 上記内容に同意の上、署名をお願いいたします。

なお、氏名は、自署して下さい。また、使用者が複数の場合は、連記して下さい。

I Tに関する専門的知見を有する者（I T技術者）
による支援業務

IV 評価要領

令和4年6月

独立行政法人農林漁業信用基金

I. 落札方式

1. 総合評価落札方式

本調達は、総合評価落札方式(加算方式)を採用するものとし、落札方式及び総合評価の方法については、以下のとおりとする。

1-1 . 落札方式

- (1) 入札者に価格及び性能、機能、技術等（以下、これらを「性能等」という。）を記載した書面をもって申込みをさせ、次の各要件の全てに該当する者のうち、「1-2 . 総合評価の方法」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。
 - ① 入札価格が、予定価格の範囲内であること。
 - ② 入札に係る性能等が、「V 適合証明書作成要領」、様式2「適合証明書」で示す要求事項全ての項目を満たすこと。1つでも不適合となった場合、失格となる。
- (2) 上記(1)の数値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

1-2 . 総合評価の方法

- (1) 入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）配分と性能等に対する得点（以下「技術点」という。）配分は、価格点の配分：技術点の配分＝1：2とする。
- (2) 価格点の評価方法については、次のとおりとする。
 - ① 価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に価格点配点を乗じて得た値とする。
※（価格点＝300×（1－入札価格／予定価格））
- (3) 技術点の評価方法については、次のとおりとする。
 - ① 別添1の総合評価基準による評価を独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が行うために、本件の入札に参加しようとする者は技術提案書（添付資料を含む。）を信用基金に提出する。
 - ② 別添1の総合評価基準で示す評価項目について、技術点の評価を行う評価者は、技術提案書の内容を基に、入札者間の相対評価により、次の評価基準に該当する評価ランクを決定し、同ランクに応じた技術点を与える。相対評価であるため基本的に評価ランクに差をつけるが、異なる入札者の提案が同程度と判断した場合は同じ評価ランクとし、同ランクに応じた同点とする。

評価ランク	評価基準	技術点の配点			
		80	60	40	20
A	評価基準を満たし、提案内容として想定する水準を大きく超える非常に卓越した内容であるもの。	80	60	40	20
B	評価基準を満たし、提案内容として想定する水準を超える内容であるもの。	64	48	32	16

評価ランク	評価基準	技術点の配点			
		80	60	40	20
C	評価基準をおおむね満たし、提案内容として想定する水準の内容であるもの。	48	36	24	12
D	評価基準の一部を満たし、提案内容として想定する水準をやや下回る内容であるもの。	32	24	16	8
E	評価基準を余り満たしておらず、提案内容として想定する水準を下回る内容であるもの。	16	12	8	4
F	提案内容について記載がない。又は、記載はあるものの最低限の記述がないもの。	0	0	0	0

③ 別添 1 の総合評価基準で示す各項目で与えられた点数の合計値を技術点とする。

(4) 価格及び性能等に係る総合評価は、入札者の価格点に当該入札者の技術点を加算した数値である総合評価点をもって行う。

※ (総合評価点 = 価格点 + 技術点)

1-3 . 得点配分

価格点配点、技術点配点、総配点については下記のとおりとする。

	点数
価格点配点	300
技術点配点	600
総配点	900

II. 技術提案書作成要領

1. 提出資料は次のとおりである。

- (1) 技術提案書 (本編)
- (2) 技術提案書 (添付資料)
- (3) 総合評価基準 (別添 1)

2. 提出部数

上記 1. 中に示す (1) ~ (3) の資料について、それぞれ紙媒体 (正 1 部及び副 7 部) 及び電磁的記録媒体 (CD-R 又は DVD-R 正副各 1 部) とする。

3. 提出期限

提出資料は、令和 4 年 7 月 25 日 (月) 12 時までに提出すること。

4. 提出方法

提出は持参又は郵送 (信書便を含む。以下同じ。) によるものとし、電送 (ファックス、電子メール等) による提出は認めない。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

5. 提出場所

〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室 IT活用課
電話 03-3434-7814 (直通)

6. 構成及び記載事項

- (1) 技術提案書の構成は「本編」及び「添付資料」とし、技術提案書（本編）は総合評価基準（別添1）の評価項目の項番に従って記載すること。
- (2) 技術提案書（本編）の表紙には、調達案件名、企業名を記載すること。なお、ファイル・バインダーを使用する場合には、ファイル・バインダーの背表紙にも同様に記載すること。提案者の情報として、技術提案書（本編）正本の表紙等、適宜の箇所に提案者所在地、技術提案書作成・提出に関する連絡担当者名、連絡担当者の所属部署名、電話番号（内線）及び E-Mail アドレスを記載すること。
- (3) 副本の技術提案書及び技術提案書をとじるファイル・バインダー自体には、提案者が分かる企業名等を一切記載せず、推測も不可能なものを使用すること。
- (4) 技術提案書には、目次及び章単位のページ番号を付すこと。
- (5) 総合評価基準には、「技術提案書ページ番号及び項番号」を記載すること。
- (6) 技術提案書は日本産業規格 A 列 4 番縦置き／横書きを基本とし、PowerPoint、Word、又は Excel を使用すること。
- (7) 図、表等を積極的に活用し、日本産業規格 A 列 4 番で小さい場合は、適宜、日本産業規格 A 列 3 番を使用すること。
- (8) 原則として箇条書することとし、ポイントを絞って、優先度の高いものから記述すること。なお、調達仕様書や総合評価基準の記載内容をそのまま引用するだけの提案内容（いわゆるオウム返しの内容）では、提案がされていないものとみなすことがあるので、そのような記載はしないこと。
- (9) 技術提案書（本編）は100枚（両面で200ページ）以内に納めること。
- (10) 技術提案書（添付資料）について、技術提案書（添付資料）一覧を作成し、資料番号を付したインデックスを付けるなど、構成を分かりやすくするよう努めること。
- (11) 記載は全て日本語とし、日本語以外の資料を用いる場合は日本語訳を添付すること。
- (12) 電磁的記録媒体による提出については、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、納品物に不正なプログラムが混入することのないよう、適切に処置すること。
- (13) 可能な限りリサイクル用紙を使用し、両面印刷とすること。

7. 注意事項

- (1) 提出資料の取扱い

受理した提出資料一式は、評価結果のいかんに関わらず返却しない。

- (2) 技術提案書（添付資料）の取扱い

入札者は、より具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、技術提案書（本編）との対応付けをした上で技術提案書（添付資料）として提出することは可能であるが、その際、提案要求事項を満たしているかどうかは技術提案書（本編）により判断されることに

留意すること。例えば、技術提案書（本編）に「添付資料〇〇参照」とだけ記載しているものは、技術提案書に具体的提案内容が記載されていないという評価とする。

(3) 技術提案書等に対する質問

提案者に対して、技術提案書等に係る質問をすることがある。質問に対しては速やかに回答すること。

(4) 秘密の保持

提案者は技術提案書等の内容について秘密を保持すること。

(5) 留意事項

提案に係る経費は提案者の負担とする。

技術提案書記載事項は評価のために使用するもので、落札してもその内容で実施することを承認したことにはならない。落札者は技術提案書にて提案した事項について、信用基金からの指示があった場合は追加の費用請求なく、その事項について実施すること。

以上

別添1 総合評価基準

項番	評価項目	技術提案書への記述内容	区分	配点	技術提案書頁番号 又は項番
制度・業務及びシステムに対する理解度					
1	ITに関する専門的知見を有する者（以下「IT技術者」という。）による支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）「1. 目的（1）～（4）」、に対する理解を深めるために何か対応を行ったか。 IT技術者の閲読ページ数合計が最も多い応募者を最高点とする。ページ数合計が同程度（多い方のA社ページ数と少ない方のB社ページ数の差がA社ページ数の20%程度以内）の場合には、閲読資料種類が多い応募者をより高得点とする。	IT技術者による閲読資料名、閲読ページ数を記載すること。	技術点	0～20	
2	資料閲覧は任意であるが、仕様書に定める「閲読要領」にて閲覧を行ったか。 IT技術者の閲読時間合計が最も多い応募者を最高点とする。ただし、過剰な時間を抑制するため、3時間以上の閲読時間合計は同点と扱う。	IT技術者による閲読資料名及び閲読時間を記載すること。	技術点	0～20	
業務の実施方法に関する項目					
3	仕様書「2. 業務内容（1）の①及び⑤」に関し、関係者と協力し、円滑に業務を実施することができるか。	IT技術者は、どのような工夫により業務を実施するか。また、関係者と協力することができるか。問題なく実施可能ということが具体的にわかるように簡潔に記載すること。	技術点	0～80	
4	仕様書「2. 業務内容（1）の②」に関し、②に掲げる管理について、高品質な作業を実施することができるか。	IT技術者は、どのような工夫により業務を実施するか。また、関係者と協力することができるか。問題なく実施可能ということを具体的にわかるように簡潔に記載すること。	技術点	0～80	
5	仕様書「2. 業務内容（1）の③」に関し、設計開発等に関する資料の管理を確実に実施できるか。	IT技術者は、どのような資料をどのように管理するか。問題なく実施可能ということが具体的にわかるように簡潔に記載すること。	技術点	0～20	
6	仕様書「2. 業務内容（1）の④」に関し、④に掲げる業務を確実に実施できるか。	IT技術者は、どのような工夫により業務を実施するか。また、関係者と協力することができるか。問題なく実施可能ということが具体的にわかるように簡潔に記載すること。	技術点	0～40	
7	仕様書「2. 業務内容（2）及び（3）」に関し、適切な助言を行うなど、円滑に業務を実施することができるか。	信用基金がIT技術者に助言を求めた際の対応方法などについて、わかりやすく簡潔に記載すること。	技術点	0～40	
業務実施体制					
8	仕様書「4. 業務実施体制」に関し、業務の実施体制に係る提案が妥当で優れているか。	本業務を請け負う業者（以下「請負業者」という。）は、どのような体制で、どのような工夫により業務を実施するか。具体的にわかるように記載するとともに、特にアピールしたい記載内容があれば説明すること。	技術点	0～80	
9	本業務の実施にあたり、準拠する政府統一基準群や標準ガイドライン群をどのような方法で、どの程度理解しているか。	IT技術者は、どのような資料を読み、理解しているか。理解の方法や活用方法を簡潔に記載すること。	技術点	0～60	
10	IT技術者について、仕様書「5. 応募資格要件（2）IT技術者に求める要件」以外のITに係る資格や経験でアピールできる事項について（IT技術者のストロングポイント等）。	IT技術者について、仕様書で求める要件以外のITに係る資格や経験でアピールできる事項を具体的にわかるように記載すること。	技術点	0～60	
情報セキュリティ管理体制					
11	仕様書「7. 情報セキュリティ管理」に関し、適切な情報管理を行うことができるか。また、情報セキュリティ対策は優れているか。	請負業者は、本業務においてどのような情報管理体制を確保し、情報セキュリティ対策を実施する方針か。具体的にわかるように簡潔に記載すること。	技術点	0～40	

項番	評価項目	技術提案書への記述内容	区分	配点	技術提案書頁番号 又は項番	
12	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標					
	請負業者は、下記のいずれに該当するか（複数該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する） ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		要件の充足を証明する資料を提出すること。	技術点	0～60	
	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）					
	・プラチナえるぼし （改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定）			技術点	60	
	・1段階目 （認定基準5つのうち1～2つが〇となっているか）			技術点	24	
	・2段階目 （認定基準5つのうち3～4つが〇となっているか）			技術点	36	
	・3段階目 （認定基準5つ全てが〇となっているか）			技術点	48	
	・行動計画を策定しているか。			技術点	12	
	次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）					
	・くるみんの認定を受けているか。					
	くるみん（旧基準）			技術点	24	
	くるみん（新基準）			技術点	36	
・プラチナくるみんの認定を受けているか。			技術点	48		
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）						
・ユースエールの認定を受けているか。			技術点	48		
安全衛生優良企業認定						
・安全衛生優良企業の認定を受けているか。			技術点	48		

V 適合証明書作成要領

1. 入札適合条件

本作業の請負先としては、「様式2 適合証明書」の条件をすべて満たすことが不可欠である。

2. 記載要領

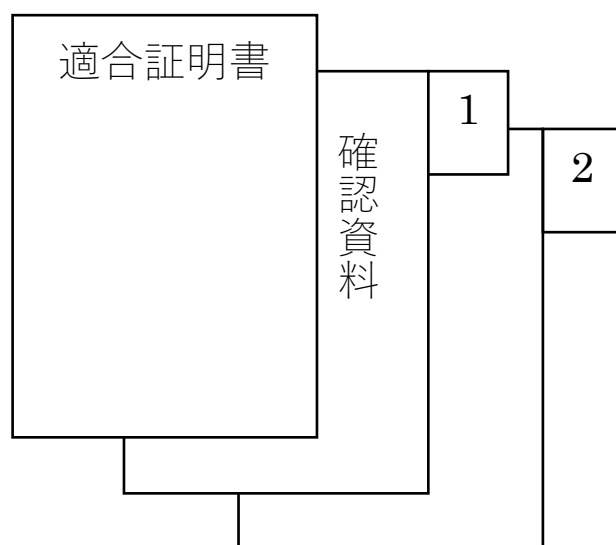
(1) 適合証明書の「適合」欄には、条件を満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。

(2) 「要求事項」を確認するための資料は、当該項目の「資料No.」欄に資料番号を記載の上、必ず添付して提出すること。

なお、資料を用いる場合は、記載を簡便にするとともに、該当部分をマーカー丸囲み等により、分かりやすくすること。

(3) 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦書き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。

(4) 適合証明書（紙媒体）は、下図のようにまとめ提出すること。



① 項目ごとにインデックス等を付ける。

② 紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

3. 提出要領

(1) 本件の入札に参加しようとする者は、上述の「入札適合条件」を満たすことを証

明するために、様式2の適合証明書を各項目の内容を確認できる書類等を添付した上で、正1部、副1部の紙媒体及び正1部、副1部の電磁的記録媒体一式（紙、電磁的記録媒体ともに「社名」は正のみの表紙又はラベルに記載すること）を以下の提出期限までに以下の提出場所に提出し、独立行政法人農林漁業信用基金が行う適合審査に合格する必要がある。郵送の場合は、期限までに必着とすること。

(2) 提出期限

「入札公告 3 入札書の提出場所等 (3) 競争参加資格確認申請書等の提出方法等」に記載の提出期限までに持参するか、郵送（信書便も含む。）により提出する場合は、提出期限までに到着していること。

(3) 提出場所

〒105-6228

東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室 IT活用課

電話：03-3434-7814

Eメール：system_choutatsu@jaffic.go.jp

以上

VI 契約書 (案)

- | | |
|--------|--|
| 1 業務名称 | I Tに関する専門的知見を有する者 (I T技術者) による支援業務 |
| 2 仕様 | 別紙「仕様書」記載のとおり |
| 3 契約金額 | 〇〇〇〇〇円 (消費税及び地方消費税を除く。) |
| 4 履行場所 | 東京都港区愛宕2丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
独立行政法人農林漁業信用基金事務室及びデータセンター
その他、必要に応じて外部の場所とする |
| 5 納入場所 | 東京都港区愛宕2丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
独立行政法人農林漁業信用基金事務室 |
| 6 検査場所 | 納入場所に同じ |

独立行政法人農林漁業信用基金 (以下「甲」という。) と〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。) とは、上記業務 (以下「本業務」という。) に関して、次のとおり契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(業務の履行)

第2条 乙は、別紙の仕様書及び提案書に基づき本業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

- 乙は、本業務の履行に当たり、甲の施設及び設備を利用し作業を行う場合には、甲が定める独立行政法人農林漁業信用基金情報セキュリティ規程及び独立行政法人農林漁業信用基金個人情報等取扱規程等甲の情報セキュリティ関係規程の最新版を遵守しなければならない。

(契約期間と納入期限)

第3条 本業務の契約期間及び成果物の納入期限は、次のとおりとする。

- 一 契約期間は、令和4年8月1日から令和5年7月31日まで (1年間) とする。
- 二 乙は、本業務の進捗について甲に、月次及び年次の報告をするものとし、月次は翌月5日 (休業日は翌日) までに、年次は令和5年7月31日までに報告する。
- 2 次の各号の一に該当する場合には、乙は甲に対し、前項第2号に規定する納入期限の変更を求めることができる。
 - 一 甲から乙に提供すべき、本業務の遂行に必要な資料、情報、機器等 (以下「資料等」という。) の提供の怠り、遅延、誤りにより、本業務の進捗に支障が生じた場合。
 - 二 本業務の内容に変更が生じた場合。
 - 三 天災その他の不可抗力により、納入期限までに成果物を納入することが困

難になった場合。

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(監督)

第5条 甲は、本業務の履行に関し、又は甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(本業務の推進体制)

第6条 乙は、本業務に関する専任体制を定め、作業計画等書面とともに監督職員に届けなければならない。

2 甲は、本業務に関する業務実施体制を定め、乙に届けるものとする。

3 甲及び乙は、それぞれの体制に変更があった場合、契約先に変更の状況を届けるものとする。

(甲から乙に対する資料等の提供及び返還等)

第7条 甲は乙に対し、本業務の遂行に必要な資料等につき、無償貸与、開示等の提供を行うことができるものとする。

2 甲から提供を受けた資料等（次条第2項による甲の承諾を得て複製した物を含む。次条において同じ。）が本業務の遂行上不要となった場合、又は甲より要求があった場合には、乙は、遅滞なく、これらを甲に返還し、又は甲の指示に従った処置を行うものとする。

(甲から提供を受けた資料等の管理)

第8条 乙は、甲から提供を受けた資料等を、善良なる管理者の注意義務をもって管理保管し、かつ本業務の遂行以外の用途に使用してはならない。

2 乙は、甲から提供を受けた資料及び情報を、甲の書面による事前の承諾なしに複製せず、持ち出さないものとする。また、乙は、甲から貸与された機器等を甲の事務室から持ち出さないものとする。

(検査)

第9条 乙は、第3条第1項第2号の報告の都度、速やかに甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の報告のあった日から5日以内（休業日は翌日）に検査を行わなければならない。

3 乙は、第3条第1項第2号の最終報告の検査に合格したときをもって、当該業務を完了したものとする。

4 乙は、第1項による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、

遅滞なく代品の納入等を行い、再度検査を受け、業務を完了させなければならない。なお、第2項に定める検査期間中に乙に不合格の通知が届かない場合は、検査に合格したものとみなすものとする。

- 5 前項の場合において生ずる費用は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りではない。

(保証)

第10条 乙は、甲に対し、本契約に定めたとおりに本業務を遂行することを保証する。

ただし、甲の責に帰すべき事由に起因する瑕疵、誤りは除外する。

- 2 乙は、成果物が第三者の著作権その他の権利を故意又は重大な過失により侵害していないことを保証する。ただし、甲の責に帰すべき事由に起因する権利侵害は除外する。

(事故等の報告)

第11条 乙は、本業務の遂行に支障を生ずるおそれのある事故の発生を知ったときは、その事故の帰責の如何にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告する。

(監査)

第12条 甲は、乙に対して仕様書等に定める情報セキュリティ対策に関する監査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の規定による監査を行うため、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。
- 3 甲は、第1項の規定による監査の結果、乙の情報セキュリティ対策が甲の定める基準を満たしていないと認められる場合は、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。
- 4 乙は、前項の規定による甲の求めがあったときは、速やかに、その是正措置を講じなければならない。

(事故等発生時の措置)

第13条 乙は、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容の詳細を、その後速やかに甲に報告しなければならない。

- 2 次に掲げる場合において、乙は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容の詳細を、その後速やかに甲に報告しなければならない。

一 保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン（以下「サーバ等」という。）に悪意のあるコード（情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピューターウイルス及びスパイウェア等をいう。以下同じ。）への感染又は不正アクセスが認められた場合

二 保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のネットワークに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合

- 3 第1項に規定する事故について、それらの疑い又は事故につながるおそれのある場合

は、乙は、適切な措置を講じるとともに、その詳細を速やかに甲に報告しなければならない。

- 4 前三項の規定による報告のほか、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念について乙の内部又は外部から指摘（報道を含む。）があったときは、乙は、当該可能性又は懸念の真偽を含む把握し得る限りの全ての背景及び事実関係の詳細を、速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 前各項の規定による報告を受けた甲による調査については、前条の規定を準用する。
- 6 乙は、第1項に規定する事故がこの契約に与える影響等について調査し、その後の措置について甲と協議しなければならない。
- 7 第1項に規定する事故が乙の責に帰すべき事由によるものである場合には、前項の規定による協議の結果、とられる措置に必要な費用は、乙の負担とする。
- 8 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

（障害発生時の対応手順等）

第14条 乙は、本業務に関連して不具合等の障害が発生した場合に備え、保守体制を整備しなければならない。また、甲乙両者の緊急連絡体制等の取決めが必要となる場合、甲及び乙は協議の上、別途書面により当該緊急連絡体制その他必要な事項を取り決めるものとする。

（契約金額の請求及び支払）

第15条 本業務に関する対価は、月払いとし、乙は、本業務の給付を行った月分について、翌月の5日までに甲に請求するものとする。

- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払わなければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、乙は、再見積もりを行って、甲に対して契約金額の変更を求めることができる。
 - 一 甲が乙に対して行う、本業務の遂行に必要な資料等の提供の怠り、遅延、誤りにより乙の費用が増加した場合
 - 二 本業務の仕様又は設計が変更される場合

（遅延利息）

第16条 甲は、自己の責に帰すべき理由により、前条第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して、民法第404条に規定する法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を、速やかに乙に支払うものとする。

（履行遅延の場合における損害金）

第17条 乙が、乙の責に帰すべき理由により、納入期限までに本業務を終了しない場合においては、遅延日数に応じ、契約金額に対して、民法第404条に規定する法定利率を乗じて計算した額の損害金を速やかに甲に支払うものとする。

2 前項の規定は、履行遅滞となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(業務完了後における説明等)

第18条 乙は、本業務の完了後において、当該業務に関して、甲から説明若しくは資料又は情報の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(契約不適合責任)

第19条 甲は、第9条第1項の規定による検査に合格した後に、納入物件に種類、品質又は数量に関して仕様書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。

2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。

3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

4 前各項において、甲は、乙の責に帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。

5 甲が契約不適合を発見した時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

(危険負担)

第20条 本契約の成果物の引渡し前において、当事者双方の責めに帰することができない事由に生じた損害は乙の負担とする。

(成果物の所有権)

第21条 乙が本契約に従い甲に納入する成果物の所有権は、甲から乙へその対価の支払が完了したとき、乙から甲へ移転する。

(知的財産権侵害の責任)

第22条 甲が成果物に関し第三者から著作権、特許権その他の知的財産権（以下、「知的財産権」という。）の侵害の申立てを受けた場合、次の各号の全ての要件が満たされる場合に限り、第27条（損害賠償）の規定にかかわらず、乙は、かかる申立てによって甲が支払うべきとされた損害賠償額および合理的な弁護士費用を負担するものとする。ただし、第三者からの申立てが甲の帰責事由による場合にはこの限りでなく、乙は

一切責任を負わないものとする。

- 一 甲が第三者から申立を受けた日から5日以内に、乙に対し申立の事実および内容を通知すること。
 - 二 甲が第三者との交渉または訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及び全てについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること。
 - 三 甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること。
- 2 乙の責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として、成果物の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、乙は、乙の費用負担により、(i) 権利侵害のない他の成果物との交換、(ii) 権利侵害している部分の変更、(iii) 継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることができるものとする。
- 3 第1項に基づき乙が負担することとなる損害以外の甲に生じた損害については、第27条の規定によるものとする。

(事情変更)

- 第23条 甲は、業務上必要がある場合には、本業務を変更し、又は本業務を中止し、若しくは本業務の一部を打ち切ることができる。
- 2 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約を変更することができる。
- 3 前二項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第24条 乙は、自ら並びにその役員及び経営に実質的に関与している者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
- 一 暴力団員等が経営を支配していると認められる者と関係を有すること。
 - 二 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者と関係を有すること。
 - 三 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者と関係を有すること。
 - 四 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者と関係を有すること。
 - 五 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等社会的に非難されるべき者と関係を有すること。
- 2 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないこと

を確約するものとする。

- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為
- 3 甲は、乙が前二項に違反した場合、何らかの催告をなしに直ちに、締結した一切の契約を解除することができる。
- 4 甲は、前項の規定に基づき契約を解除したことにより、乙に発生した損害について、賠償責任を負わない。

(甲の契約解除)

- 第25条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合又は甲の業務上必要があると認めた場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 正当な事由によらないで、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は納入期限若しくは納入期限経過後相当の期間内に当該債務の履行を完了する見込みがないと認められるとき。
 - 二 乙が正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。
 - 三 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るための連合があったと認められるとき。
 - 四 乙が暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定に基づき、契約を解除した場合において、既済部分又は既納部分があるときは、これを検査し、当該検査に合格した部分を引き取ることができるものとする。この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を乙に支払うものとする。

(乙の契約解除)

- 第26条 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

- 第27条 甲は、次に掲げる事由により本契約を解除する場合で、乙に損害を及ぼしたときは、乙に現実に生じた通常かつ直接の損害につき、本業務の契約金額を上限に賠償を行う。
- 一 甲の責に帰すべき事由により乙から解除の申入れがあったとき
 - 二 甲の業務上必要があると認めた場合において、本契約を解除したとき。

2 乙は、本契約の履行に当たり甲に損害を与えた場合又は本契約の解除により甲に損害を与えた場合は、乙の負担において甲に現実に生じた通常かつ直接の損害につき、本業務の契約金額を上限に賠償を行うものとするが、乙の故意又は重大な過失により生じた損害については、損害賠償の制限は適用されないものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、乙は賠償の責を負わないものとする。

(契約解除による違約金)

第28条 第25条第1項第1号、第3号又は第5号の規定に基づき、甲が本契約を解除したときは、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等による違約金)

第29条 乙は、次のいずれかに該当したときは、甲の請求に基づき契約金額の100分の10に相当する金額を談合等に係る違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 乙(その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

三 公正取引委員会が独占禁止法第7条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

四 公正取引委員会が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(超過損害額の請求)

第30条 前二条の規定は、契約解除又は談合等により甲に生じた損害額がこれらの条に規定する違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(遅延利息)

第31条 乙は、第28条又は第29条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条に規定する法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第32条 乙は、本契約を履行するに当たって知り得た個人情報(以下「個人情報」とい

う。)を取り扱うときは、次の各号を遵守するものとする。

一 乙は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

二 乙は、甲の承認を得た場合を除き、第三者に個人情報の取扱いを伴う事務を委託してはならない。

三 乙は、その行為を行わなければ本契約の履行ができなくなる場合を除き、個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録されている媒体の送付若しくは持ち出しを行ってはならない。

四 乙は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合又は発生の可能性が高いと判断した場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

五 乙は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体が不要となった場合は、復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

2 甲は、乙が前項各号のいずれかに違反したとき、又は個人情報の保護に関する甲の指示に従わなかったときは、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙の責に帰すべき事由により個人情報が漏えいし、甲に損害が生じた場合は、乙に対して損害の賠償を請求することができる。

4 本契約を締結するに当たり、乙は甲に対し、次の各号について記載した書面を提出するものとする。

一 乙における個人情報の取扱いに関する責任者等の管理体制

二 甲が、乙における個人情報の管理状況についての検査又は報告を求めたときは、甲の指示に従うこと

(秘密保持)

第33条 甲及び乙は、本契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 乙は、乙の従業員が本業務により知り得た事項の漏洩防止措置を講じるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第34条 甲及び乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を、相手方の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託の制限)

第35条 乙は、本業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(契約終了後の効果)

第36条 第7条(甲から乙に対する資料等の提供および返還等)、第19条(契約不適合責任)、第24条(反社会的勢力の排除)、第27条(損害賠償)、第32条(個人情報の取扱い)、第40条(合意管轄)及び第41条(準拠法)の規定は、本契約が解除、期間の満了またはその他の事由によって終了したときであってもなお効

力を有するものとする。

(契約延長)

第37条 本契約期間満了時において契約を継続する場合は、相手方に対し、その旨の通知を本契約期間満了の1ヶ月前までに行うものとし、相手方が契約を継続することについて承諾した場合には、本契約を同一の条件で更に1年間延長するものとする。

(協議)

第38条 この契約に関して疑義が生じたとき、又は本契約に定めがない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第39条 本契約について、甲と乙との間に紛争が生じたときは、両者の協議により解決するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は甲乙平等の負担とする。

(合意管轄)

第40条 本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第41条 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

本契約の締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 東京都港区愛宕2丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー28 階
独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 今井 敏
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

乙 〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

令和 年 月 日

競争参加資格確認申請書

独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 今井 敏 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和4年6月29日付け入札公告「ITに関する専門的知見を有する者（IT技術者）による支援業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること及び入札説明書、入札心得等の内容を遵守することを誓約します。

記

- ・ 全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し
- ・ 適合証明書及びその内容を確認できる書類

適 合 証 明 書

令和 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 今井 敏 殿

所 在 地
会 社 名
代表者氏名

「ITに関する専門的知見を有する者（IT技術者）による支援業務」（令和4年6月29日付け公告）の入札に際し、貴基金の仕様に適合することを証明するため、本証明書を提出いたします。また、本証明書に示した以外の事項にあっても、貴基金の仕様の全ての事項を満たすことを証明します。

なお、落札した場合には、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合には、貴基金の指示の下、全社を挙げて直ちに対応いたします。

(本件に関する問い合わせ先)

担当部署 :
担当者名 :
電 話 :
ファックス :
電子メール :

資料 No.	要求事項	提出書類	適合
1	請負業者が、過去5年間に、サイバーセキュリティ対策に関する業務を請け負った実績があること。	請負業者が、過去5年間において、左記の実績があることがわかる具体的内容を記載した資料	
2	請負業者が、過去5年間に、業務分析に関する業務を請け負った実績があること。	請負業者が、過去5年間において、左記の実績があることがわかる具体的内容を記載した資料	
3	請負業者が、過去5年間に、情報システムに関するシステム評価、統合及びアーキテクチャ標準化のうち、いずれかの業務実績があること。	請負業者が、過去5年間において、左記の実績があることがわかる具体的内容を記載した資料	
4	<p>I T技術者が、過去5年間に、以下のいずれかの経験を複数有すること。</p> <p>ア ネットワーク基盤構築</p> <p>イ パブリッククラウドによる環境構築及び設計開発</p> <p>ウ 業務・システムに関する調査・分析</p> <p>エ 業務・システムに関する設計・移行・テスト</p> <p>オ システムコンサルティング（管理支援、調達支援）</p> <p>カ セキュリティ監査又はシステム監査業務</p>	I T技術者が、左記事項を満たすことがわかる具体的内容を記載した資料	
5	<p>I T技術者が、以下ア、イのいずれかの実務経験について、完遂した経験があること。</p> <p>ア 50人月以上又は50キロステップ以上のシステム設計・開発での調査・分析・基本設計・総合テスト等の上流工程担当システムエンジニアとしての経験。</p> <p>イ サーバ7台以上、ネットワーク機器、WAF・IPS/IDS・サンドボックス等のセキュリティ対策機器を含むハードウェア、ソフトウェアの設定等を担当した経験。</p>	<p>I T技術者がアに該当する場合、具体的内容を記載した資料</p> <p>I T技術者がイに該当する場合、具体的内容を記載した資料</p>	
6	<p>I T技術者が、以下のいずれかの要件を1つ以上満たしていること。</p> <p>ア I Tコーディネータ協会が認定する「I Tコーディネータ」の資格を有すること</p> <p>イ 「情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）」に基づく情報処理技術者試験（以下「情報処理技術者試験」という。）の「システムアナリスト」の資格を有すること。</p> <p>ウ 情報処理技術者試験の「プロジェクトマネージャ」又は米国プロジェクトマネジメン</p>	<p>I T技術者がアに該当する場合、証明する資料（写）</p> <p>I T技術者がイに該当する場合、証明する資料（写）</p> <p>I T技術者がウに該当する場合、証明する資料（写）</p>	

	<p>ト協会が認定する「PMP」の資格を有すること。</p> <p>エ 情報処理技術者試験の「システム監査技術者」、情報システムコントロール協会が認定する「公認情報システム監査人」又は日本システム監査人協会が認定する「公認システム監査人」の資格を有すること。</p> <p>オ 上記アからエの要件は満たさないものの、同要件を満たす者と同等の経験・実績等があり、十分な能力を持つことが証明できること。</p>	<p>I T技術者がエに該当する場合、証明する資料（写）</p> <p>I T技術者がオに該当する場合、具体的内容を記載した資料</p>	
7	<p>I T技術者が、過去5年間に、サイバーセキュリティ対策に関する業務を経験しており、当該業務をスケジュールどおりに完遂した実績があること。</p>	<p>I T技術者が、左記事項を満たすことがわかる具体的内容を記載した資料</p>	

(注1) 適合欄には、要求事項に適合している場合には「○」を記載すること。

令和 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金

理事長 今井 敏 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(又は代理人)

委任状

私は、下記の者を代理人と定め、ITに関する専門的知見を有する者（IT技術者）による支援業務の入札に関する一切の権限を委任します。

代理人(又は復代理人)

所在地

所属・役職名

氏名

入 札 書

金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

業務の名称 ITに関する専門的知見を有する者（IT技術者）による支援業務

入札説明書等を承諾のうえ、上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者氏名

（代理人氏名

）

（復代理人氏名

）

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

（備考）

- 1 入札金額の有効数字直前に¥を付すこと。
- 2 入札金額は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税抜きの金額を記載すること。
- 3 （ ）内は、（復）代理人が入札するときに使用すること。
- 4 委任状は別葉にすること。

入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査

1. 入札説明書等をお受け取りいただいた事業者様で、入札・企画競争に参加されない場合には、アンケート調査へのご協力をお願いいたします。

2. 一者応札・一者応募の改善は当信用基金の課題となっており、公的機関としての説明責任を果たし、競争性の向上や業務改善につなげていくために、いただいた回答書を内部資料として活用させていただくこととしております。何卒ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして個別に照会させていただくこともありますので、予めご了承ください。

◆提出方法：E-mailに添付して送付（WordまたはPDF）または、ファクシミリにて送付ください。

E-mailの場合のタイトル：「（入札・企画競争の件名_〈貴社名（略称可）〉：不参加理由送付）」

宛先： 入札説明書等に記載のアドレス、ファクシミリ番号

◆提出期限：開札日後、1週間以内でお願いします。

独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室 IT活用課

年 月 日

入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査

1. 件名：ITに関する専門的知見を有する者（IT技術者）による支援業務

2. 提出者

① 貴社名・部署名：

② ご担当者氏名：

③ 電話番号：

④ 電子メールアドレス：

4. 不参加等理由：（適当な選択肢がない、または選択が困難な場合は、選択しないままご提出いただいても結構です。）

該当する項目の〔 〕に「○」を付してください（複数回答可）。

① 〔 〕 自社で業務従事者が確保できない。

② 〔 〕 当該業務について自社の経験・実績が少なかった。

③ 〔 〕 同時期に他の入札もしくはその予定があった。

④ 〔 〕 自社の業務内容と合致しなかった。

⑤ 〔 〕 その他（具体的に記載ください） _____

5. その他ご意見・ご要望

※入札説明書等で改善すべき点などについてのご意見・ご要望があれば記入ください。

（ご協力ありがとうございました。）